

一般財団法人国際法学会事務局組織及び運営規程

2012年10月5日第1回理事会で決定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人国際法学会定款第53条の規定に基づき、一般財団法人国際法学会事務局（以下、「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局の組織)

第2条 事務局は、事務局長の指揮・統括のもとに委員が業務を分担執行する組織とする。

2 委員の業務の分担については、事務局長が別に定める。

(事務局の職)

第3条 事務局に事務局長のほか、事務局幹事その他必要な委員を置く。

2 事務局長の任免は、理事会の決議に基づき、代表理事が行う。

3 事務局幹事は、事務局長を補佐し、その命を受けて事務局の事務を掌理し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を執行する。

附則

この規程は、一般財団法人国際法学会の設立登記の日から施行する。